

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会基本財産管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の基本財産の維持並びに処分に関し必要な事項を定め、もって財産の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 基本財産は、次に掲げる資産をもって構成する。

- (1) 理事会で基本財産とすることを決議した財産
- (2) 基本財産として寄附された財産

(適用の範囲)

第3条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理については、この規程の定めるところによる。

(管理責任者)

第4条 基本財産は、会長が管理する。

(維持の方法)

第5条 基本財産は、金融機関への長期預け入れを基本とし、定期預金、元本保証の投資信託、日本国国債・地方債・政府関係機関債の買入れ等、安全確実な方法で管理しなければならない。

(安全の確保)

第6条 債権での運用においては、信用リスク、価格変動リスク、流動リスク等の各種リスクに十分配慮し、定期的な管理を行わなければならない。

(処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事業のために用いることが有益である場合には、理事会の3分の2以上の議決及び総会の承認を得て、その全部又は一部を取崩し、その事業資金に組み入れることができる。

(理事会の承認等)

第8条 会長は、年度開始前の理事会において次年度の基本財産運用計画についてその承

認を得なければならない。

- 2 会長は、年度当初の理事会において前年度の基本財産運用実績を報告しなければならない。
- 3 会長は、承認を得た基本財産運用計画が金融経済又は市場環境の変化等により、その実施が困難又は不適切と判断したときはこれを変更することができる。
- 4 会長は、基本財産運用計画に基づき運用した場合、直後に開催される理事会へ報告しなければならない。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、基本財産の管理運用に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 27 日から施行する。

平成 29 年 3 月 4 日 一部改正（平成 29 年 4 月 1 日から施行する。）